

シルバー人材センターの会員に対し、熱中症対策として空調服を支給するよう求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 92 号

受理年月日 令和7年12月 1日

付託年月日 令和7年12月11日

陳情者 ······

·····

陳情原文 私は現在、江戸川区シルバー人材センター（以下、人材センターと略記）の紹介により、マンション清掃に従事しています。人材センターでは熱中症対策として2024年の夏より、公園清掃従事者については空調服（冷房機能を有する作業服）が支給されています。しかし、公園清掃のほかにも、熱中症の危険に直面しながら働くを得ない作業現場がいくつもあります。例えばマンション清掃では、外周の清掃は炎天下の作業になりますし、密閉状態のごみ倉庫内でごみを整理したり運び出す作業などもたいへん暑苦しく、熱中症の危険を感じます。現に、マンション清掃に従事していた人材センターの会員で、熱中症で倒れた人がいたという事実もあります。

高齢者にとって熱中症は直接命にかかわる問題です。そして、熱中症に対する最も有効な対策は、空調服の着用です。例えば厚労省の「エイジフレンドリー補助金」制度では、中小企業に対して空調服購入の補助金が支給されています。また、2025年6月から施行されている厚労省の省令は、職場における熱中症対策を罰則付きで事業者の義務としています。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

シルバー人材センターから紹介されて働く会員で、夏期において作業上空調服を必要とする会員に対して、人材センターから空調服が支給されるよう、江戸川区として適切な対処をしてください。